

給与勧告に当たって

人事院総裁談話（平成24年8月8日）

- 1 本日、人事院は、国会及び内閣に対し、国家公務員の給与について勧告しました。

本年は、2月に成立した国家公務員の給与の改定及び臨時特例に関する法律（給与改定・臨時特例法）に基づき、給与減額支給措置が実施されているという異例の状況の下で、本院は、給与法に定められた給与月額を基礎とした減額前の較差を算出し、併せて職員が実際に受ける給与月額を基礎とした減額後の較差も算出しました。その上で、給与改定・臨時特例法による給与減額支給措置が東日本大震災という未曾有の国難に対処するためのものであり、2年間の臨時特例であることを踏まえ、減額により職員の給与が民間給与水準を下回っていることを認識しつつ、本年の勧告の前提となる官民比較については、給与法に定められた給与月額を基礎として行うことが適当と考えました。

その結果、月例給については、公務が民間を僅かに上回っていましたが、その較差は極めて小さく、また、実際の支給額では民間を相当程度下回っていることから、改定を行わないこととしました。特別給については、民間と均衡していることから、月例給と同様、改定を行わないこととしました。

一方、50歳台後半層における官民の給与差を考慮して、50歳台後半層の給与水準の上昇をより抑える方向で、昇給制度の改正を行うことを勧告しました。あわせて、昇格制度の見直しを行い、世代間の給与配分の適正化を進めることとしました。なお、これらの措置は、今後の昇給や昇格に伴う給与上昇を抑制するものであり、直近の昇給日である平成25年1月1日から実施することとしています。

- 2 国家公務員制度改革については、現在、国家公務員制度改革関連4法案が国会に提出されています。その内容は、国家公務員制度の基本的な枠組みである労使関係制度や幹部公務員人事などの変更を行うものであり、国民生活にも大きく影響するものです。

今般、その議論に資するよう、改めて改革案に関し特に重要と考える論点をお示ししました。現行制度の問題点や改革が国民にもたらす利害・得失を検証した上で、真に実効性のある改革となるよう、国会等の場において十分

な議論が尽くされることを期待します。

- 3 公的年金の支給開始年齢が平成25年度から引き上げられることに対応し、本年3月に政府において決定された「国家公務員の雇用と年金の接続に関する基本方針」では、定年退職する職員のうち希望者を再任用するものとされました。

新たな再任用制度の下で雇用と年金の接続を円滑に行っていくためには、各府省において、行政事務の執行体制や60歳前を含めた人事管理全体を見直し、再任用職員が担う職務の整備に取り組むとともに、政府全体として公務内外で職員の能力と経験を活用するための環境整備を行う必要があります。

- 4 本年は、給与改定・臨時特例法に基づく給与減額支給措置により、相当程度の減額が行われていますが、このような中であっても、全国各地の公務員各位には、東日本大震災からの復旧・復興を始め日々職務に精励していただいています。国民全体の奉仕者としての使命感や誇りを持って職務に取り組んでいる公務員各位に対し、心からの敬意を表するとともに、引き続き職務に精励していただくようお願いいたします。

- 5 本年の勧告は水準改定はなく制度改正を内容とするものとなりましたが、人事院勧告制度は、労働基本権制約の代償措置として、情勢適応の原則に基づき国家公務員の適正な処遇を確保しようとするものであります。国会及び内閣におかれては、人事院勧告制度の意義や役割に深い理解を示され、勧告どおり実施されるよう要請いたします。

国民各位におかれては、行政各部においてそれぞれの職務を通じ国民生活を支えている多くの公務員が在ることについて、深い御理解を賜りたいと存じます。